

全国港湾 Fax 通信

(公・事・取扱注意・親展) (写)	(発番) 全国港湾 24 FAX 第 17 号
(宛先) 各 四役、中執、単組委員長、地区港湾議長 殿	2024 年 9月26日
	(発信者) 全国港湾書記局 

(件名)

9/24 労使政策委員会の経過について

(本文)

標記について、下記の通り報告する。

記

1. 日 時 2024 年 9月 24 日(金) 10 時 25 分～11 時 55 分
2. 場 所 港運会館(新橋)地下会議室
3. 出席者 全国港湾：竹内、松永、鈴木(誠)、岡部、石橋、玉田、鈴木(龍)、法本、徳里、吉岡、古澤、光部、赤松、石田、中辻、高島、
港運同盟：足立会長 他 5 人
日 港 協：久保経営労働委員長 他

4. 討議経過

(1) 久保経営労働委員長より、能登半島で 1 月 1 日に起きた大震災の被害を越えた大雨による甚大な災害が発生したことに対し、一日も早い復旧と行方不明になられている方々の発見をのぞむところであると発言された。

組合側より、9 月 18・19 日に開催した第 17 回全国港湾定期大会において選出された、竹内中央執行委員長、松永執行委員長代行、岡部中央執行副委員長の新役員の紹介と挨拶が行われた。

その後、日港協は前回(8 月 2 日)に行われた労使政策委員会での課題について、取り組み状況を議論したいとした。なお、今回も、前回以降の諸課題については、組合側より文書にて整理して提出していた。

- ① 原資確保/価格転嫁(中小企業庁からの提唱である 3 月・9 月集中月間)の取り組み、料金 P/T の開催への準備について

回答) 9 月 3 日に会員事業者宛に中小企業庁から発出された文書を各地区港運協会に周知した。また、各元請は組合が懸念している 3 月・9 月だけでなく、年間通して価格交渉を行っている。これからも多方面から底上げをはかっていきたい。

料金 P/T の開催については、準備を進めており組合側の準備が整えば何時でも開催する用意がある。

- ② 石炭関係連絡会議への労使の対応について

回答) 組合からの強い後押しによって関係団体との連絡会議が本日(9 月 24 日)の午後に開催される。当該事業者が雇用・職域に直接影響する問題であり、問題意識に港運労使に隔たりはない。

③ 横須賀新港の四者協議開催について

回答) 開催する用意がある。何時でも日程調整を行い、早急に開催したい。その場では、当該地区の現状と雇用の場の確保の意見を聞きたい。

(2) 再度、組合側から論点整理として以下の課題について提案と補足説明が行われた。

① 届け出料金は平成 7 年（1995 年）をベースにしている。法律上、料金を上げていかないといけないと考える。また、その当時のダンピングの定義として 3 割までは OK であると行政が回答している。それでは、料金の引き上げに繋がらない。

② 国交省が提唱した PORT2030 では、主要港に外貿貨物を集約し、地方港から内航フィーダーで主要港に外貿貨物を輸送させ、あるいは、主要港から内航フィーダーで地方港に貨物を輸送するとある。現在、地方港で外貿から内貿に変わり、内航フィーダーで輸送しているところは、運送料金が半額になったと仄聞している。作業量は変わらないのに、国策によって地方港の基盤が脅かされている、日港協としてどうケアをするのか？

また、実入りコンテナと空コンテナの料金の違いも作業は同じ工程を行うのに料金が違う。重量が重い、軽いの違いで料金に差があるのは如何なものか、日港協として問題意識を持ってほしい。

これまであまり掘り下げていなかったが、あらためて要請する。内航フィーダー料金については、秋闇の中で一つのメインテーマとして行っていきたいと考えている。急転直下の話ではなく、本格的に取り組むことの決意表明としたい。

③ 回答で価格転嫁の取り組みを言われたので、25 春闇では各事業者が料金をもらえていないと言わないようにあらためて申し添えておく。

④ 料金問題については、料金 P/T の組合側の体制は変更がないとしたうえで慎重に議論を進めたい。

⑤ 石炭問題は、やっと電事連が会議に出席するまでできているが、ガラスの状態と認識している。電事連と行政を加えて、出来ることから具体化していきたい。

本件は、組合内部では相当議論している。電事連が会議に出席するので慎重に対応したい。電気事業は、民間なので国策としてエネルギー転換を迫られた被害者として共有できないか考えている。有意義に対策会議を回したい。

⑥ 横須賀新港の四者協議は、早急に開催したい。組合側のメンバーに変更はない。

(3) 日港協から、下記の課題について回答があった。

① 料金 P/T での協議課題について

- ア. 届出料金の見直し
- イ. 外貿と内航フィーダーの料金差
- ウ. 実入りコンテナと空コンテナの料金差

回答) 原資については、通年的取り組みとしてしっかり行なっていきたい。

② 石炭問題について

回答) しっかり取り組む。中身が伴う取り組みを行なっていきたい。

③ 横須賀新港問題

回答) 状況を聞いて、更に取り組みを進めたい。

(4) 再度、組合側から以下の課題について提案し、回答があった。

① 指定事業体について

労使政策委員会での確認として、24春闘（仮）協定では、「日港協は、21春闘「覚書」・22・23春闘協定を履行し、指定事業体に所属している検査業務に携わる労働者を本体に採用する」と確認している。日港協が当事者として成り立っており、日港協が責任をもって話を進め、具体化を図るべきである。あらためて、日港協が解決を図るよう要請する。組合側は、協定不履行とみている。協定当事者としての役割を果たしてほしい。

本日付けでは、「争議通告」は出さないが、定期大会でも発言があり、内部審議した中で何らかの説明を組合員に説明する必要がある。出来るだけ早く、動いてほしい。

回答) 早急に検査部会へ連絡をとる。

② 独禁法に係る行政訴訟に関して、

ア. 前回も行ったが、8月6日に進行協議が行われ、次の予定は11月5日である。

早急に解決して産別協議を行いたい。協定上、「団体交渉で取り扱うべき議題は、賃金・労働条件・合理化問題等いずれか一方で提案されたすべての議題とする」と謳われており、日港協として選択する余地はない。

本件について、経営労働委員会としての意見を出してほしい。労使協議の最前線にいる経営労働委員会が本当の良好な労使関係を築いていくために強い決意をもって臨んでほしい。法律論を越えて良好な労使関係を築きたい。

回答) 大変厳しい意見を言われたと受け止めたが、行政訴訟の対応は、理事会・総会を通して「全会一致」で決定している。前回の回答で組合側に誤解が生じているなら訂正する。本件については他人事でなく、勉強をしっかりしていただきたい。

この場で言えるのは限られているが、一切、労使関係を崩すことはない。

イ. 2016年から最賃制度が進んでいないことが問題である。各社が企業努力されているのは、承知している。しかし、労使で最賃が引き上げられない今までいいのか、是非とも、理事会で訴えてほしい。お互い組織対応をせざるを得ないことはわかるが、何ができるのか、労使で努力がみえるようにしたい。

回答) 組合の意見は、重く受け止める。

③ 人員不足対策について

人員不足対策専門小委員会での答申が、詰められる状況なのか、状況確認したい。

回答) 本日は人員不足対策専門小委員会の委員長が欠席であるが、業側のまとめた答申案をいただいている。組合側にも提案したとも聞いている。業側と労側の意見をマッチした答申案を労使政策委員会に提出したいと聞いている。

④ 安全問題について

安全専門委員会を早急に開催することを要請する。内容については、

ア. 元請が関与して熱中症対策（防具を含む）の促進を要請する。

イ. 放射線健診の結果について、2011年8月～2012年7月までの方の受診状況がどうなっているのか、専門委員会での報告を受けたい。

ウ. 専業だけでは安全装備の実施が進んでいない声が上がっている。

エ. 本船での酸欠事故、本船ワイヤーの切断事故などヒヤリ・ハットが報告されている

そのことについての対処

回答) 早急に開催したい、日程調整をお願いする。

⑤ 特定利用港湾について

地区の港運協会に対して、災害対策の訓練として事業者に負担を求めたり、商業スペースに自衛艦が入港したりする可能性があり、事業者に影響が及ぶのではないか。また、関係事業者にコミュニケーションなりの働きかけが防衛省からあったのか？

我々が働いているところは商業港であり、軍事利用されるのは如何なものか、究極の安全と考えてほしい。

回答) 軍事利用という認識はない。港湾運送事業法第18条の2に「特定公益命令」に抵触するかどうか、それと災害対策利用にあたってどうなのか、もう少し、勉強する必要があるのではないか。

労側) この問題は、平場では難しいと考えるので、「特定利用港湾の学習、意見交換の場」を設けていただきたい。一つは、商いに係ること、もう一つは港運労使の生命に係ることと考えるので要請する。

回答) 議論する場が現在ないので、一度、考えてみたい。

(5) 年末年始例外荷役について

① 日港協から、9月11日に邦船社(ONE)と外船社の代表者が日港協にきて、久保会長と面談した。両代表からは、例年通り、年末年始の例外荷役の要請があった。

② 日港協・久保会長からは、人手不足が叫ばれている中、組合は港湾も世間並みの休みを強く求めていること。年末年始を休むのは、当然の権利と主張していること、労働者から休ませてくれと言われれば、否定できない、厳しい状況にある。と船社に伝えたと紹介した。

③ 本日は、両船社の要請を伝えるとした。

④ 組合側は、

ア. 久保会長の船社へのコメントは、異例のこととして受け止める。

イ. 24春闘の経過を振り返り、そもそも人員不足対策を労使でどう立ち向かっていくかが課題であり、その中で、月一回の不稼働、年末年始の休日がある。休ませてくれというのが、組合の立場である。

ウ. 初任給が安くて入社してこない、入社しても短期間で離職する。現役は、安い賃金、休めない、この課題を労使で何とかしないといけないと確認した。我々の立場では、休ませてください、人員も足りないという状況である。

エ. しかしながら、我々の要求にこれまでと違った回答をされている日港協の提案をただちに拒否はしない。日港協の提案を政策委員で協議したいとして休憩した。

⑤ 休憩再開後、今日の段階で持ち帰り検討したいと回答し、終了した。

※なお、会議終了後、次回の労使政策委員会は、10月28日午後から開催することとした。

以上